

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会
ボランティア団体活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、ボランティア活動の振興を支援することを目的として、鴻巣市に活動の拠点を置くボランティア団体に活動助成金を交付することについて必要な事項を定める。

(交付対象及び助成額)

第2条 この助成金は、ボランティア団体が自立した事業活動を行えるよう活動経費を対象として、予算の範囲内で助成額を決定する。

2 助成限度額は40,000円とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 次の各号のいずれかに該当する団体に対しての助成は行わないものとする。

- (1) 自助活動を目的とした団体
- (2) 営利を目的とした内容の団体
- (3) 政治上の活動を目的とした内容の団体
- (4) 宗教的な勧誘を目的とした内容の団体
- (5) 会費を徴収していない団体

(交付申請)

第3条 活動助成金の交付を受けようとするものは、次の各号に定める書類を、その年の5月31日までに鴻巣市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 活動助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 会則又はこれに準ずるもの
- (5) 会員名簿
- (6) その他必要な書類

(交付決定)

第4条 会長は、前条の規定に基づく申請があったときは、鴻巣市ボランティアセンター運営委員会に諮り、助成金の交付及び不交付、また助成金交付額を決定する。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、ボランティア団体活動助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

3 ボランティア団体活動助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、速やかに請求書（様式第3号）を会長に提出する。

(状況報告)

第5条 助成団体は、会長の要求があったときは、助成事業の遂行の状況について、当該要求に関わる事項を書面で報告しなければならない。

(事業報告)

第6条 助成団体は、次の各号に定める書類を事業年度終了後1ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

(1) 活動助成金報告書(様式第4号)

(2) 事業報告書

(3) 収支決算書

(4) その他必要な書類

2 会長は前項の規定により提出された報告書を審査し、適当と認めるときはこれを受理し、活動助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第5号)により助成団体に対し通知するものとする。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第7条 会長は、活動助成金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正な手段で助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) 前条に規定する実績報告を特別な理由なく拒否したとき

(4) 助成金を使用しないとき、または使用してもその支出が助成額に満たないとき

(5) この交付要綱に違反したと認められるとき

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用する。

3 会長は、前々項に規定する助成金の交付決定の取り消し又は変更を命じた場合において助成団体に既に助成金が交付されているときは、その助成金の一部又は全部について、助成金返還届出(命令)書(様式第6号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一部改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一部改正し、平成23年3月1日から施行する。